

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の三（略）

三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険募集」という。

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の三（略）

三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約）以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）とし

てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百
一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該
保険契約（以下この口において「主契約」という。）に付され
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金
の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して受当な
ものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

八 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人

（同法第二条第二十二項に規定する少額短期保険募集人
をいう。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則
第二百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契
約（当該保険契約（以下この八において「主契約」という。）
に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保
険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約
の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び
保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して受当
なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第

二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保
険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号まで
に掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契
約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号

<p>四〇二十三 (略)</p> <p>二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理 (第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の 代行</p> <p>二十五 削除</p> <p>二六〇三十九 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p>	<p>四〇二十三 (略)</p> <p>二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理 (第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又 は事務の代行</p> <p>二十五 保険募集(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く 。)</p> <p>二六〇三十九 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p>
	<p>までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険 特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に 係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の 額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であ つて特定保険募集人(同法第二百七十六条に規定する特定保険 募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う保険契約 の締結の媒介以外のもの</p>

改正案

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五（略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の三（略）

三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第二十五条の二十七第一項において「保険募集」という。

現行

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五（略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の三（略）

三の四 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約）以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）とし

てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百
一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該
保険契約（以下この口において「主契約」という。）に付され
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の
額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なもので
あるものに限る。）の締結の代理又は媒介

八 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人

（同法第二条第二十二項に規定する少額短期保険募集人という。
）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則
第二百十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契
約（当該保険契約（以下この八において「主契約」という。）
に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保
険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約
の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び
保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥
当なものに限る。）の締結の代理又は媒介

二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第

二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保
険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号まで
に掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契
約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号

<p>四〇二十三 (略)</p> <p>二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理 (第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の 代行</p> <p>二十五 削除</p> <p>二六〇三十九 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p>	<p>四〇二十三 (略)</p> <p>二十四 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理 (第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。)又 は事務の代行</p> <p>二十五 保険募集(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く 。)</p> <p>二六〇三十九 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p>
	<p>までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険 特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に 係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の 額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であ つて特定保険募集人(同法第二百七十六条に規定する特定保険 募集人をいう。)がその所属保険会社等のために行う保険契約 の締結の媒介以外のもの</p>

改 正 案

現 行

<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>一 三の三 (略)</p> <p>三の四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集(第二十七号及び第百五十四条第一項において「<u>保険募集</u>」という。)</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第一号口又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>一 三の三 (略)</p> <p>三の四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集(以下「<u>保険募集</u>」という。)(のうち次に掲げるもの)</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人(同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。)(としてその所属保険会社等(同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。口から二までにおいて同じ。)(のために行う保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約)以下このイにおいて「<u>主契約</u>」という。)(に付される保険特約</p>
--	--

が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。()の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。)(としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百一十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)(に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)(の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人(同法第二十一条第二項に規定する少額短期保険募集人をいう。)(として所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百一十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)(に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険

金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二十五条に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下この二において「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 保険募集（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）

二六〇三十九（略）

六〇一二（略）

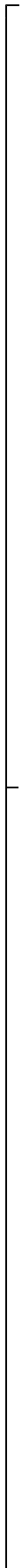
四〇二十三（略）

二十四 保険会社又は少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 削除

二六〇三十九（略）

六〇一二（略）



改正案	現行
<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2～4（略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第九十四条第一項において「保険募集」という。）</p>	<p>（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2～4（略） 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一～三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約）以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約</p>

が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。()の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百一十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人(同法第二十一条第二項に規定する少額短期保険募集人をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百一十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び

保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限り、() の締結の代理又は媒介

二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。) として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下この八において「主契約」という。) に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限り、) の締結の媒介であつて特定保険募集人(同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。) がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。) の保険業に係る業務の代理(第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は事務の代行

二十五 保険募集(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)

二六〇三十九 (略)

六〇一十二 (略)

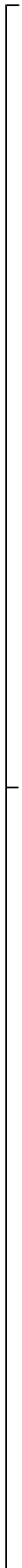
四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。) の保険業に係る業務の代理(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は事務の代行

二五 削除

二六〇三十九 (略)

六〇一十二 (略)



改正案	現行
<p>（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 2、4（略） 5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一、三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（第二十七号及び第百三十六条第一項において「保険募集」という。）</p>	<p>（金庫の子会社の範囲等） 第四十五条（略） 2、4（略） 5 法第五十八条の三第一項第一号口又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一、三の三（略） 三の四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集（以下「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。口から二までにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約）以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約</p>

が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。()の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店(同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百一十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人(同法第二十一条第二項に規定する少額短期保険募集人をいう。)としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百一十二条の四第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び

保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限り、() の締結の代理又は媒介

二 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人(同法第二十五条に規定する保険仲立人をいう。) として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第六号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下この二において「主契約」という。) に付される保険特約が、同項第一号から第六号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限り、() の締結の媒介であつて特定保険募集人(同法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。) がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。) の保険業に係る業務の代理(第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は事務の代行

二十五 保険募集(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。)

二六〇三十九 (略)

六〇一十一 (略)

四〇二十三 (略)

二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。) の保険業に係る業務の代理(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は事務の代行

二十五 削除

二六〇三十九 (略)

六〇一十一 (略)

